

福山市地域集会施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の組織する町内会等の民主団体（以下「民主団体」という。）が地域住民の交流や地域活動の活性化を目的とし、地域の集会施設の整備を行う事業に対し、補助金を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 規則第3条に定める補助事業は、次の各号に掲げる事業で、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建設事業 集会施設のなかった地域に建設（既存の集会施設を除去し、又は機能を廃止し、新たに建設することを含む。）する事業及び既存の集会施設の床面積を増加する事業
- (2) 建物購入事業 既存の建物を集会施設として購入（購入後、集会施設として改修することを含む。）する事業
- (3) 改修事業 模様替え及び修繕する事業
- (4) 災害支援事業 天災等により被災した集会施設の原状回復に係る事業で、次に掲げるもの
 - ア 被災する前の機能と同等の機能を、社会通念上相当と判断される範囲で回復するもの
 - イ 市長が特別な事情があると認めるもの

(補助金の交付の対象及び補助金額等)

第3条 補助金の交付の対象及び補助金額等については、別表1のとおりとする。ただし市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、当該事業の完成後6月以内に規則第4条の規定に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び工事仕上表（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請が不要な場合における建設事業にあつては、設計管理した建築士の記名・押印のあるものに限る。）
- (2) 電気設備、給排水衛生設備、ガス設備等の設備工事図（建物購入事業を除く。）
- (3) 工事請負契約書の写し（建物購入事業の場合は売買契約書の写しを含む。）
- (4) 工事内訳明細書（建物購入事業の場合は内訳明細書を含む。）

- (5) 法に適合することを証する書面の写し
 - ア 確認済証（法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による）
 - イ 検査済証（法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による）
 - (6) 工事記録写真等
 - ア 建設工事の場合：工事着手前、隠蔽部（工事内容が確認できるよう撮影されたもの）、完成時の全景（4面）及び主要部分の写真
 - イ 改修工事の場合：事業実施部分に係る工事着手前・隠蔽部・完成時の写真
 - ウ 建物購入事業の場合：建物購入の全景（4面）及び主要部分の写真
 - (7) 建物登記済権利証書の写し（建物購入事業の場合のみ）
 - (8) その他市長が必要と認めた書類
- 2 第2条第4項の規定による災害支援事業に係る補助金の申請に当たっては、被災後1ヶ月以内に災害支援事業報告書（被災証明書を添付したもの）を提出し、かつ、被災後1年以内に工事に着手しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 災害支援事業以外の申請を優先する場合は、災害支援事業の適用は行わない。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の申請があったときは、これを審査のうえ、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。

- 2 規則第5条第3項の規定により次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 施設の名称は、会館、集会所等とし、公民館としないこと。
 - (2) 補助事業者は、受益住民に対し直接であると間接であるとを問わず寄付金又は、これに相当する物品等を割当てて強制的に徴収し、又はこれに相当する行為をしないこと。
 - (3) 施設に関し、理由、方法の如何を問わず寄付者の掲出をしないこと。
 - (4) 施設の使用に関し、料金を徴収する場合はその旨規則を定め、地域公益活動には減免等の便宜を図ること。

（事業報告書の提出）

第6条 規則第11条の規定に定めるものを除き、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 施設の利用規則（有料とする場合に限る。）

(財産処分の制限)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が別表2に掲げる時期を経過し、又は補助金の全部若しくは一部を返還した場合には、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

2 改正後の福山市地域集会施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成24年8月1日以後に交付決定のあった補助金から適用し、同日前に交付決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後の福山市地域集会施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成30年7月5日以後に発生した災害を原因とする損害の申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

【別表1】補助制度の概要

事業名	建設事業		建物購入事業		改修事業		災害支援事業
区分	新築	集会施設のなかった地域に建設	建物購入	既存の建物を集会施設として購入（改修を含む）	改修	既存集会施設の模様替え、又は修繕	既存集会施設の原状回復
	改築	既存集会施設の建て替え					市長が特別な事情があると認めるもの
	増築	既存集会施設の床面積の増加					
補助金額 (千円未満の端数を切り捨てる)	① 補助対象面積×補助単価×1/4						① 災害支援事業については、補助対象面積×補助単価×1/2
補助対象	① 各事業にかかる建物の床面積が33㎡以上であること。 ② 補助対象経費が50万円以上であること。ただし、災害支援事業については、10万円以上であること。						
補助対象経費	別表3のとおりとする。						
補助対象面積	① 工事面積（建物購入事業の場合は購入面積）のうち、壁、建具等により風雨を防ぎうる部分の床面積で、地域公益活動等に必要な範囲とする。 ② 198㎡を限度とする。 ③ 屋外倉庫（同一敷地内の集会施設付属用途に限る。） ④ 床面積の算定は、各階ごとに、壁又はその他の区画の中心線で囲まれた水平投影面積を測定して行うものとし、小数点以下第2位未満を切捨てる。 ⑤ 複合施設に係る共有部分は、それぞれの専有面積により按分する。						
補助単価	① 工事請負契約（建物購入事業は、売買契約）締結日の属する年度の公立文教施設整備に係る補助単価（広島県小中学校校舎）を上限とする実施単価とする。ただし、改修事業は、木造新築の場合の上限補助単価の1/2を上限とする実施単価とする。 ② 実施単価は、補助対象経費を事業対象面積で除した額とする。 ③ 100円未満の端数は切捨てる。						
完成の時期	① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証交付の日とする。 ② 建築基準法の適用を受けない地域又は事業については、工事完了の日とする。ただし、建物購入事業の場合で、改修工事をしないときは、建物所有権移転登記完了日とする。						
備考	① 移転補償金により整備される事業は、補助の対象としない。ただし、既存施設に比し床面積を増加させて整備するときは、増加した床面積について補助の対象とする。この場合において、移転補償金の一部を増加した床面積の整備に要する経費に充当するときは、増加した床面積の整備に要する経費から充当した移転補償金の額を差し引いた額を補助対象経費とする。火災保険金により整備される事業は、地域集会施設補助金と火災保険金の合計額が整備に要する経費を上回る場合は、整備に要する経費から火災保険金を差し引いた額を地域集会施設補助金の限度額とする。 ② 他の補助金を活用する事業であるときは、この補助金は交付しない。						

【別表2】 処分制限

事業名	構造	期間
1 建設事業	木造	25年
	鉄骨造	45年
	鉄筋コンクリート造	65年
2 建物購入事業	1の期間から建物の建築後の経過年数を差し引いた期間とする。ただし、10年未満のときは10年とする。	
3 改修事業	10年とする。ただし、過去に補助を受けた施設で、1及び2の残りの期間が10年以上である時は、その期間とする。	
自然災害等特別の事情のある場合は、この限りではない。		

【別表3】 補助対象経費

工事種別	工事名	内容
本工事費	く体工事	・基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等
	仕上げ関係工事	・屋根、天井、建具、造作、内装、諸仕上げ等
	雑工事	・建築工事に付属する工事として、建物と一体に取付けられるもの (例) 書棚・流し台・棚・鏡・室名札・下足箱・物入れ・物掛け・換気扇・排気天蓋・犬走り・テラス・スロープ(室内・建物出入用)・手摺・アコーディオンカーテン・カーテン(ブラインド)・ピクチャーレール・暗幕・ステージ幕・網戸・壁面取付ホワイトボード(掲示板)・天井吊下式スクリーン・天井吊下式テレビ台等
付帯工事費	電気設備工事	・電気設備一式(配線工事・変圧器・配電盤・室内照明灯取付工事)、テレビ共聴アンテナ設備、電話放送設備、身障者用非常呼出設備、誘導灯、火災報知器、昇降機設備等
	給排水衛生設備工事	・給排水衛生設備一式(市水道引込含む)、浄化槽設備、給湯設備等
	ガス設備工事	・ガス設備一式(ガスボンベ・備付ガスコンロは対象外)
	冷暖房設備工事	・冷暖房機器及び付属設備一式
	その他	・工事と関係のある仮設工事(仮設電気・水道・トイレ・事務所など含む)、白蟻駆除工事等

(補助対象外一覧表)

内 容	具 体 例
備品に類する物 (設置経費含む)	<ul style="list-style-type: none">・ テレビ、ビデオ、冷蔵庫、電子レンジ、作業台、水屋 (食器棚)、机、椅子、電話機 (FAX)、放送機器 (アンプ・スピーカー・マイク等)、コピー機 等(※) 液晶薄型テレビ、プロジェクタなど AV 機器にあつては壁面・天井取付式であっても対象外・ 消火器・ 脚付ホワイトボード (掲示板)、自立式スクリーン・ すのこ板、す板、玄関マット・ 消耗品その他これに類するものと考えられるもの
外構工事	<ul style="list-style-type: none">・ 土地造成工事・ 敷地内整備工事・舗装工事・ 門、フェンス設置工事・ 植栽工事
設計費	<ul style="list-style-type: none">・ 設計委託料、測量費
負担金・手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 官公庁等への申請手数料及び各種負担金 (電気、上・下水道、建築確認 等)
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 用地取得に係る費用・ 既存集会施設解体費・ 工事写真代・ 記念碑、館名板、野外掲示板